

外務省



外務省
総合外交政策局
国連制裁室

松田 雅史

略歴

- H13 仙台高等裁判所裁判所事務官(採用)
- H15 仙台地方裁判所裁判所書記官
- H19 **在外研究(アメリカ合衆国)**
- H22 最高裁判所人事局給与課係長
- H24 山形地方裁判所総務課課長補佐
- H26 仙台簡易裁判所主任書記官
- H27 仙台地方裁判所主任書記官
- H28 仙台高等裁判所人事課課長補佐
- H30 **外務省(最高裁判所人事局総務課専門官)**

新たなフィールドに挑戦する。

私は、平成30年4月から、外務省総合外交政策局国連制裁室で働いています。

裁判所では、より良い司法サービスの実現を目指し、裁判所事務官や裁判所書記官として、裁判部門及び司法行政部門にわたって様々な経験を積んできました。また、日本だけでなく、諸外国の司法制度を学ぶため、在外研究員として、アメリカ合衆国において、同国の裁判事務の実情について調査・研究を行ったこともありました。在外研究で得た幅広い視野や視点は、その後の裁判事務を行う上で非常に役に立ちました。例えば、刑事部の主任書記官として裁判事務処理の効率化を検討した際には、在外研究時に訪問した複数の州裁判所によってIT活用の目的、手段が異なっていたことを踏まえ、効率化を進める上で、何に主眼を置き、どういった手段を選択するのかを意識しながら業務のスリム化を行いました。今回、外務省で勤務する機会を得たことは、在外研究と同様、自身の視野や視点をさらに広げる貴重な機会であると感じています。

外務省では、国連安保理決議に基づく制裁措置の実施、調査及び研究等に関する業務を担当していますが、皆さんは具体的なイメージがわくでしょうか。例えば、国連加盟国が国連安保理決議に違反しないよう、日頃から関係国に対して決議をきちんと履行するよう働き掛けています。こうした外務省の仕事は、裁判所の仕事と違う部分も多々ありますが、外務省と裁判所における事務の在り方を客観的に

対照することで、新たな発見もあり、新鮮な毎日を過ごしています。例えば、裁判所では、主に国内の紛争を事後的に解決していくわけですが、外務省では、世界規模で土日、昼夜を問わず起こるグローバルな問題に対処していかなければならず、文化や言語が異なる国々との調整等は、裁判所の中ではなかなか経験できない部分です。もちろん、裁判所が直接的に外交を行うわけではありませんが、多種多様な考えがある中で、どのように調整や相互理解を図り、問題を解決するのか、という点で非常に多くの気づきを得られます。

「固定観念にとらわれるな」という言葉をよく耳にしますが、自分自身で固定観念に気付くことは意外と難しいものだと思います。また、一つの組織の中で経験できる内容や程度にも限界があります。

今回、外部機関を経験する機会をいただき、日々の仕事の中で様々な経験を得ることで、自身の視野が広がっていくのを実感しています。もともと、こうした経験を仕事内容の異なる裁判所にそのまま還元できるわけではありません。必ずしも、外国の料理がそのまま日本人の口に合うとは限らないのと同様に、いかにアレンジしていくかが重要な作業であり、こうした作業を経た上で、裁判所の職場に還元し、事務フローの見直しの視点を提供することができれば、より良い裁判事務の実現に少しでも貢献できるのではないかと考えています。

在外研究



最高裁判所
家庭局第三課
専門職

大町 宜子

略歴

- H20 千葉家庭裁判所家庭裁判所調査官補(採用)
- H22 千葉家庭裁判所家庭裁判所調査官
- H24 山口家庭裁判所若国文部家庭裁判所調査官
- H27 広島家庭裁判所家庭裁判所調査官
- H27 **在外研究(オーストラリア)**
- H29 現職

多様な価値観に出会う。

私は、家庭裁判所調査官として、家庭裁判所に来られる方々の納得のいく解決を目指して仕事をしてきました。しかし、子どもの親権や、離れて暮らす親子の交流をめぐり、両親が真っ向から対立しているような場面では、両親にとって納得のいく解決というのは、容易ではないと感じてきました。

そのような問題意識を持つ中で、海外では、離婚する両親に対し、子どもの視点に立った解決を考えてもらうために、必要な情報を伝えたり、離婚後の親子の交流を支援したりする制度の整備が進んでいることを知りました。そこで、海外の制度や工夫を直接見て、良いアイデアを持ち帰りたいと思い、在外研究に応募したところ、オーストラリアのキャンベラに派遣されることになりました。

派遣中、離婚に関する制度を研究する中で、オーストラリアでは、離婚に限らず、結婚、出産、子どもの就学、思春期など、家族の様々な状況に応じて、親のためのグループワークやワークショップ、子どものためのカウンセリングなどの支援制度が充実していることを知りました。それらを知った当初は、家族のことを他人からアドバイスを受けることにどれくらいニーズがあるのだろうか、と疑問を持っていました。しかし、現地で暮らす中で、ここでは、家族というものは、一緒に生活する中で自然と形作られていくというよりも、それぞれの努力によって、より良い形に作り上げられるものと考えられており、家族への支援制度は、そうした国民の価値観にうまくフィットしていることが分かりました。制度は、利用する人のニーズに結びついてこそ機能するというのを、実感

を伴って理解することができたのです。

また、裁判所では、職員がより専門性の高い仕事ができるためにサポートをする制度に工夫が見られました。例えば、オーストラリア全土の家庭裁判所の専門家がオンラインでつながり、リアルタイムで専門性向上のための情報交換をしたり、職務に役立つ文献を共有したりできるシステムや、大学院で最新の知見を学べる制度などが整っていました。現地の担当者に、新たな仕組みを構築する大変さを尋ねたところ、「みんながハッピーになるのに、やらない理由はある？」と反対に質問され、はっとしたのを覚えています。何かを始めるときに、最初から難しいと考えてしまっていた自分を振り返り、目的や必要性を理解して柔軟に考えることの大切さをオーストラリアの地で再認識しました。

現在、私は、家庭裁判所を利用される方々に、必要な情報を分かりやすく伝える方法を考えたり、職員が専門性を高めるための研究や研修をサポートしたりする仕事に取り組んでいます。新しい提案をするときには、在外研究で得た経験も参考にしながら、利用される方々のニーズにどう結び付くのか、目的や必要性を十分理解できているか、別の視点からもっと良い提案ができないかなど、柔軟に考えるようにしています。裁判所職員には、在外研究で見識を広げ、その経験を生かして活躍できるチャンスがあります。ぜひ皆さんも私たちと一緒に働いてみませんか。



オーストラリア最高裁判所の法廷



日々の仕事で感じる充実感と自分自身の成長

採用試験に向けて、どのような勉強をどのようなスケジュールで取り組みましたか。

本田(事):受験する前年の4月から通信講座を利用しました。私は理系学部出身であったため、まずは専門科目を集中して一通り勉強し、10月から教養科目の勉強にも着手しました。勉強では、様々な参考書に手を出すのではなく、1冊の過去問集を繰り返し解くようにしました。また、2次試験の面接前には、裁判を傍聴した際のことを思い出したり、裁判所のパンフレットやウェブサイトを見ながら、考えを整理しました。

小池(調):受験の前年の11月に大学で開催された合格者座談会で、採用試験に合格した先輩の話聞いてから、12月までは大学の公務員講座のDVDを見て心理学の基礎を学びました。そして、1月から問題集を始め、2月頃から筆記試験の勉強として過去問を解き、論文の構成の仕方を身につけました。面接練習は、公務員講座で4回程利用し、面接の基本に加え、家庭裁判所調査官に関する基礎知識を覚えしました。集団討論は、公務員講座の有志で練習しました。



熊本家庭裁判所 裁判所事務官
本田 祥子
(平成28年採用)

Schedule

- 8:30 **始業** 係ミーティング
調停室の準備。スケジュール等の確認。
- 9:30 **調停当事者の受付・案内**
事件の性質に配慮して丁寧に。
- 10:00 **電話対応等**
当事者や代理人からの問合せに対応。提出書面をチェック。
- 12:15 **昼食**
同僚や先輩方と楽しくランチ。
- 13:30 **事件記録の引継**
記録を管理する係に、調停が終了した記録を引き継ぐ。
- 14:00 **調停期日等の調整**
調停関係者と調停期日等を調整。
- 15:00 **期日通知書の発送**
期日通知書の作成補助、発送。
- 17:00 **終業**
終業後は、同僚と食事へ。

就職先として裁判所を選んだのはなぜですか。

中村(事):専門性の高い仕事に携わることができるだけでなく、自分自身のライフステージに応じ、様々なキャリアを描くことができる職場であると感じたからです。こうした環境が整っているからこそ、裁判所で働く職員が生き生きとした姿をしているのだと思いますし、実際私も、公私とも充実した社会人生活を送ることができています。

小池(調):公平な立場から少年の更生や紛争の解決に携わる仕事がしたいと思ったからです。また、裁判所での説明会に行った際に、職務にやりがいを感じ、生き生きとしている職員の姿を見て、自分も一員になって一緒に働きたいと思いました。女性の割合が予想以上に多く、男女関係なく一人ひとりが活躍できる場だとも思いました。

職場の雰囲気はどうか。

本田(事):明るい職員が多く風通しの良い職場だと実感しています。どんなことでも、周りの職員に相談しやすく、若手でも意見を述べやすいので、とても働きやすいです。疑問が生じると、自然と職員が集まり、資料を調べながら意見交換が行われ、説明会で聞いた「裁判所はチームで仕事をしている」という意味を実感しています。



仕事についてどのように感じていますか。

中村(事):現在、私は刑事部に配属されており、公判期日の調整や各種書面の作成を中心とした書記官業務の補助、裁判員等選任手続のオリエンテーションの司会等の業務にも携わっています。大学では理系学部在籍していたこともあり、裁判所に入所することに不安はありましたが、周囲の先輩達からアドバイスをいただきながら、少しずつ仕事を覚え、より専門性のある仕事を行うことができるようになってきたことに対し充実感を持っています。

小池(調):少年事件では、親への反発や友人との不和など、様々な悩みを持つ少年に寄り添いながら必要な働き掛けを行ったり、家事事件では、親と子それぞれの思いを十分に受け止めた上で、何が子のためになるのかといった視点でより良い解決方法を考えたりしています。一人ひとりと向き合い、根本的な問題の解決方法を考えていくことの難しさを感じつつも、とてもやりがいを感じられる仕事だと思います。

これからの目標を教えてください。

本田(事):裁判所職員は、常に公平・中立な立場でなければ

いけません。その中でも、裁判手続を利用される方々に対して、丁寧な御案内を心掛け、利用者の方々と信頼関係を築けるような職員になりたいです。そして、より国民の皆様が利用しやすく、さらには、利用したいと思えるような裁判所を実現できるよう力を尽くしたいと思っています。

小池(調):「この人に出会って良かった」としてもらえよう家庭裁判所調査官になることです。今はまだ足りない部分のほうが多いですが、これからも仕事や研修を通じて、様々な知識・能力を習得し、周りにいる多くの先輩の背中を追って、少しでも自分の目標に近付けるよう、努力していきたいと思っています。



受験生へのメッセージをお願いします。

中村(事):採用試験に向けてモチベーションを高めるために



高松地方裁判所 裁判所事務官
中村 友将
(平成29年採用)

Schedule

- 8:30 **始業**
書記官と一日の予定等を確認。
- 10:00 **裁判員等選任手続オリエンテーション**
裁判員等選任手続の司会を担当。
- 12:15 **昼食**
同僚と談笑しながら、昼食タイム。
- 13:00 **期日の調整等**
訴訟関係人と公判期日等の調整を行う。
- 14:00 **証人対応**
必要書類の記入方法の説明・法廷へ案内を行う。
- 15:00 **郵便発送準備**
送付先等が正しいか入念にチェック。
- 16:00 **電話対応**
書記官や上司に確認しながら対応。
- 17:00 **終業**
仕事の進捗や翌日の予定を確認する。同期と食事に行くことも。

Schedule



仙台家庭裁判所 家庭裁判所調査官補
小池 優紀
(平成29年採用)

- 8:30 **始業**
メールチェックとスケジュール確認。
- 9:00 **調査面接の事前準備**
記録を読み込み、調査方法を検討。
- 11:00 **グループ討議**
同期や上司と討議しながら調査方法を検討。
- 12:15 **昼食**
先輩や同僚と談笑しながらランチ。
- 13:00 **家庭訪問へ**
子どもの生活状況を聴き、家での様子を観察。
- 16:00 **調査報告書作成**
調査結果を報告書にまとめる。
- 17:00 **終業**
気分転換に街へお出かけ。

も、ぜひ、裁判所の説明会に参加したり、裁判を傍聴してみてください。生き生きと働く職員に出会い、皆さん自身の未来を重ね合わせることができると思います。目標に向かって最後まで諦めずに頑張ってください。

裁判所で皆さんと一緒に働くことができる日が来ることを心待ちにしています。

小池(調):仕事をしていく上では、専門知識だけでなく、あらゆる人生経験が役立つと実感しています。興味関心があることはもちろん、少し視点を変えて、色々な方向にアンテナを張ってみてください。また、勉強で行き詰まったら、自分もなぜ裁判所を目指すのか、ぜひ原点に立ち返ってみてください。そのときの迷いや悩み、そして、それを乗り越えて頑張った経験は、きっと後で自分自身を支えてくれます。皆さんと一緒に働ける日を楽しみにしています。



仕事と家庭の両立支援制度

裁判所では、仕事と家庭の両立を支援するため、以下のような各種制度が利用できます。

産前・産後休暇

産前休暇は出産予定日を含む6週間前の日から、産後休暇は出産した日の翌日から8週間を経過する日まで、それぞれ認められる。

配偶者出産休暇

妻が出産するため病院に入院する等の日から出産の日後2週間を経過するまでの期間内に、2日間の範囲内で取得可能。

男性職員の育児参加休暇

妻の産後8週間以内に、出生した子の養育のため5日間の範囲内で取得可能。

育児時間

子が小学校就学の始期に達するまで、1日を通じて2時間を超えない範囲内で利用可能。

フレックスタイム制

一定の範囲内でフレックス勤務をすることが可能。

子の看護休暇

子が小学校就学の始期に達するまで、その子の看護のため1年に5日間の範囲内で取得可能。

育児休業

子が満3歳に達する日までの間、希望する一定期間取得可能。

介護休暇

家族の介護を行う職員が、一定の期間取得可能。

早出遅出勤務

始業・終業時刻を繰り上げ又は繰り下げるなどして勤務する制度。



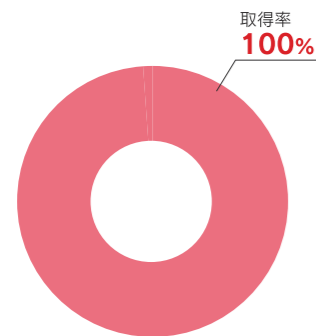
など

制度の利用状況(平成29年度)

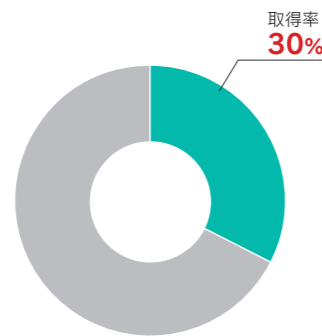
裁判所には、制度が設けられているだけでなく、制度を利用しやすい環境があります。

男女を問わず、多くの職員が制度を利用し、それぞれのライフスタイルに合った働き方で十分に力を発揮し、主要なポストで活躍しています。

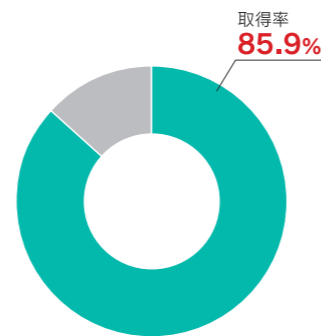
育児休業(女性)



育児休業(男性)



配偶者出産休暇(男性)



Our Work & Life Style

山口地方裁判所
裁判所書記官

田村 ともみ

(平成19年採用)
育児休業2回・育児時間等

山口地方裁判所
刑事訟廷庶務係長

田村 祐気

(平成18年採用)
育児休業1回・育児時間等



夫婦二人三脚

妻:長男と次男の出産後にそれぞれ約1年半の育児休業を取得しました。取得するに当たり、長期間仕事から離れることへの不安はありましたが、上司や周りの方々のサポートのおかげで、安心して制度を取得することができました。育児は思いどおりにならないことはわかりですが、そのときにしかできないことを子どもと一緒に経験できたことは、大きな喜びでした。復帰に当たり、夫が、私と交代で1年間育児休業を取得する、と言ってくれたことで、心に余裕を持って仕事に向き合うことができ、ありがたかったです。現在は、夫婦で育児時間(夫が朝30分、私が夕方30分)を取得し、二人三脚で家事・育児をしています。互いに育児休業を取得したことで、家事・育児は夫婦で分担し合うものだと感じるようになりました。助け合える相手がいることを心強く思います。

夫:長男が1歳半になった頃、育児休業から復帰する妻と入れ代わりで、1年間の育児休業を取得しました。妻も裁判所書記官であり、仕事を頑張りたい、という妻の気持ちはよく分かっていました。ですので、私にとって制度を利用して育児に参加することは、ごく自然なことでしたし、上司からの後押しもあり、安心して取得できました。妻も無理なく職場復帰し、しっかりと仕事に取り組めたようですし、何より家族と多くの時間を過ごし、子どもの成長を間近で見守ることができたので、制度を利用して本当に良かったと思います。



限られた時間の中で

妻:育児時間を利用し始めてからは、日々の勤務時間が短く、また、子どもの病気等で急に休まなければならないことも多いため、できるだけ先を見通してスケジュールを立てつつ、仕事の合理化・効率化を日々意識しながら、限られた勤務時間の中でメリハリをつけた働き方ができるように取り組んでいます。

夫:制度を利用してからは、それまで以上に効率よく仕事を進めることを意識するようになりました。将来、自分の周りに制度を利用する人がいたときは、積極的にサポートしていきたいです。

二人のステップアップ

妻:裁判所には、それぞれのライフスタイルや家庭環境に合わせて、様々な働き方を選択できる制度があるだけでなく、制度を利用しやすいようにサポートする環境が整っています。また、私自身、夫の育児休業をきっかけに、心に余裕を持って多くの仕事に挑戦でき、多様な経験を積み、仕事に対する自信が持てるようになりました。夫が復帰した後も、家事・育児を分担しながら、今後のキャリアプランを具体的にイメージできていますし、これから更にステップアップしていきたいです。

夫:妻とは、お互いの仕事への影響や今後のキャリアについてよく話し合いました。制度を利用したことで意識や働き方が変わりましたが、今後は、仕事と家庭をより充実させながらお互いにステップアップしていきたいです。



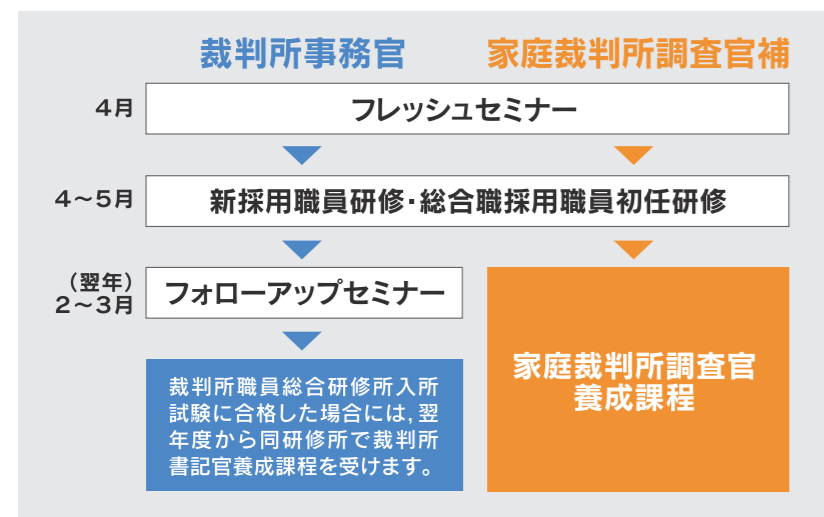
仲間とともに学び、成長する。

裁判所職員総合研修所



埼玉県和光市にある最高裁判所の研修機関で、裁判所書記官及び家庭裁判所調査官の養成のほか、裁判官以外の裁判所職員に対する職務能力向上のための様々な研修や各種の研究を行っています。裁判所職員総合研修所は、講義やグループ討議など、目的に応じて利用できる大小多数の教室のほか、面接演習室、模擬審判廷など、裁判所書記官や家庭裁判所調査官の専門職として必要な技能・技法を身につけ、力を伸ばすための様々な専用設備を備えています。また、全国から研修に集まる職員のための宿泊施設も敷地内に完備されています。

採用後の研修 Off JT



- フレッシュセミナー**
採用直後に、裁判所職員として当面必要な知識を習得します。
- 新採用職員研修等**
裁判所職員として必要な基礎知識やふさわしい心構えを習得します。
- フォローアップセミナー**
採用1年目の仕上げとして、それまでに習得した内容の確認をし、2年目のスタートに備えます。

この他にも、官職やキャリアごとに様々な研修が用意されています。(一例)

事務官法律研修

総合職試験合格者及び法科大学院修了者以外の事務官を対象に、基礎的な法学教育を行います。

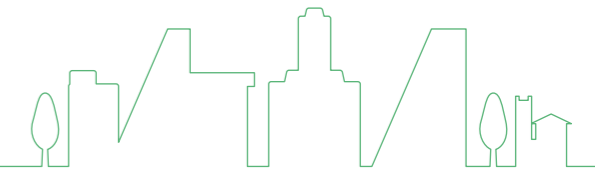
書記官ブラッシュアップ研修

中堅書記官としてより高い視点から書記官の職務全般を遂行するのに必要な資質、能力の向上を図ります。

家庭裁判所調査官応用研修

若手家裁調査官を対象に、専門的知識等を応用して、複雑困難な事件についても、調査事務を遂行できる能力をかん養します。

養成課程



裁判所書記官養成課程

裁判所事務官等が入所試験に合格すると、約1～2年にわたり法律の理論、実務等について学び、修了後に裁判所書記官に任命されます。

主体的に学ぶ。

裁判所書記官養成課程の研修科目には、主に法律科目と実務科目があります。法律科目では、裁判実務に必要な訴訟法や民法・刑法などの法律について学び、実務科目では、事件の受付や調書の作成などの実務的な技能について学びます。また、こうした講義だけでなく、模擬裁判や、各地の裁判所で実務に携わりながら実践的に学ぶ実務修習の機会も設けられているので、自分が裁判所書記官として働く姿を具体的にイメージしながら、現場で役立つ知識を身につけることができます。私のように、法学部出身ではなく、法律を専門的に学んだことのない方も、このように充実した研修制度を通して、裁判所書記官として必要な知識やスキルをしっかり習得することができるので、心配は不要です。研修所には、裁判所書記官任用を目指す研修生が全国から集まっており、同じ目標に向かってともに高め合いながら研修生活を送っています。また、経歴や年



東京家庭裁判所
裁判所事務官
坂倉 有希
(平成27年採用)

齢が様々な研修生同士の議論では、自分になかった視点に気付かされる機会も多く、とても良い刺激を受けています。研修生活では、もちろん勉強が大変なときもありますが、主体的に学ぼうとする姿勢があれば、それに十二分に答えてくれる非常に恵まれた環境があります。このような環境の中で、理想とする裁判所書記官像を目指し、毎日の研修に臨んでいます。

家庭裁判所調査官養成課程

家庭裁判所調査官補として採用されると、約2年間にわたり執務に必要な行動科学や法律等の理論及び実務について学び、修了後に家庭裁判所調査官に任命されます。



東京家庭裁判所
家庭裁判所調査官補
佐藤 太陽
(平成29年採用)

責任感を持って取り組む。

家庭裁判所調査官養成課程の合同研修では、行動科学、法律及び調査実務の各科目について、経験豊富な裁判官、家裁調査官が務める教官や、各分野の専門家である外部講師から、初学者にも分かるように懇切丁寧な指導を受けています。知識を習得するだけでなく、集団討議やロールプレイといった実践形式の演習も多く、家裁調査官に必要な専門知識や技法をバランス良く身につけることのできるカリキュラムです。また、教官は、親身で熱心な方ばかりなので、分からないことは気軽に質問できます。研修では、



採用試験

裁判所事務官	総合職試験(裁判所事務官)		一般職試験(裁判所事務官)	
	(院卒者区分)	(大卒程度区分)	(大卒程度区分)	(高卒者区分)
受験資格	30歳未満(※)であって、院卒及び院卒見込みの者	21歳以上30歳未満(※)の者	21歳以上30歳未満(※)の者	高卒見込み及び卒業後2年以内の者(中学卒業後2年以上5年未満の者も受験可)
試験内容	第1次試験	基礎能力試験(多肢選択式)		
		専門試験(多肢選択式)		作文試験
	第2次試験	政策論文試験(記述式)		論文試験(小論文)
		論文試験(小論文, 特例希望者のみ)		
		専門試験(記述式)		専門試験(記述式)
	第3次試験	人物試験(個別面接)		人物試験(個別面接)
人物試験(集団討論及び個別面接)				

●総合職試験(裁判所事務官)は、政策の企画立案に係る高い能力を有するかどうかを、一般職試験(裁判所事務官)は、的確な事務処理に係る能力を有するかどうかを重視して行う試験です。

家庭裁判所調査官補	総合職試験(家庭裁判所調査官補)	
	(院卒者区分)	(大卒程度区分)
受験資格	30歳未満(※)であって、院卒及び院卒見込みの者	21歳以上30歳未満(※)の者
試験内容	第1次試験	基礎能力試験(多肢選択式)
		専門試験(記述式)
	第2次試験	政策論文試験(記述式)
		人物試験(集団討論及び個別面接)

※年齢は、受験する年の4月1日現在

◆ 受験案内の配布について

総合職試験及び一般職試験(大卒程度区分)の受験案内は2月末頃、一般職試験(高卒者区分)の受験案内は5月末頃から裁判所ウェブサイトに掲載するとともに、全国の裁判所で配布します。

◆ 試験地の選択について

第1次試験及び第2次試験の筆記試験の各試験地は、希望する勤務地にかかわらず、全国の試験地から受験に便利な試験地を選択することができます。

◆ 総合職試験(裁判所事務官)の特例制度について

総合職試験(裁判所事務官)の受験者が、申込みの際に特例を希望して各試験科目を有効に受験すると、同試験に加え、一般職試験(大卒程度区分)受験者としての合否判定も受けることができる制度です。特例の希望の有無が合否に影響することはありません。

Q 大学で法学を専攻していないと合格することは難しいのですか。

A 総合職試験(裁判所事務官)、一般職試験(大卒程度区分)は、試験科目に法律科目が含まれていますが、いずれも細かな専門知識を問うものではありませんので、法学を専攻していない方も多く合格しています。なお、第1次試験専門試験(多肢選択式)では、刑法と経済理論のいずれか一方を選択することができます。また、総合職試験(家庭裁判所調査官補)に関しては、専門試験で法学を選択せずに受験することができます。

裁判所では、法学部のほか、経済学部、文学部、教育学部、理学部など、様々な学部出身者が活躍しています。また、事務官法律研修や裁判所職員総合研修所の養成課程など、採用後に法律知識を習得する機会もあります。

待遇

給与

※国家公務員試験採用者と同じです。

初任給

総合職試験(院卒者区分) **252,480円**
(行政職俸給表(一)2級11号俸)

総合職試験(大卒程度区分) **220,440円**
(同2級1号俸)

一般職試験(大卒程度区分) **215,040円**
(同1級25号俸)

一般職試験(高卒者区分) **176,520円**
(同1級5号俸)

諸手当

期末・勤勉手当(ボーナス)

住居手当, 通勤手当

扶養手当, 超過勤務手当 など

※初任給は、東京都特別区内に勤務する場合の例です。

※上記の内容は平成30年4月1日現在のものであり、変更される可能性があります。最新の情報は裁判所のウェブサイトをご覧ください。

勤務時間・休暇

※国家公務員試験採用者と同じ制度が整備されています。

勤務時間 **1日7時間45分**

休日 **土曜日・日曜日, 祝日及び年末年始**

休暇 **年次休暇 年間20日**
※4月1日採用の場合、採用年は15日
残日数は20日を限度として翌年に繰越し

特別休暇(夏季, 結婚, 出産, 忌引 など)

病気休暇, 介護休暇, 介護時間

福利厚生

共済組合制度が設けられており、職員とその家族の生活の安定と福祉の向上を図るために、医療保険制度及び年金制度が用意されています。

また、裁判所共済組合や国家公務員共済組合連合会が運営する各種の福祉事業を利用することができます。



もっと裁判所を知りたい方へ

◆ 裁判所ウェブサイト

裁判所ウェブサイトでは、全国各地で行われている説明会・インターンシップ等の情報や職員のメッセージなどを掲載しています。

<http://www.courts.go.jp/saiyo/index2.html>

裁判所 採用

検索



◆ 「裁判所 採用」Facebookページ



Facebookでは、職員のメッセージや採用試験等に関する情報、その他各種イベント情報のほか、広報用動画なども配信しています。

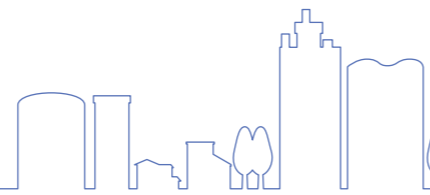
<https://www.facebook.com/saibansho.saiyo/>

裁判所採用Facebook

検索



Q & A



MESSAGE

人事担当者からのメッセージ

To your future self ~未来のあなたへ~



人事局総務課係長
石代 康弘

人事局専門官
町島 優子

人事局審査官
上馬場 靖

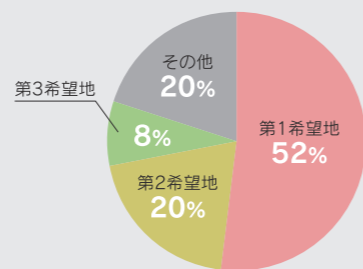
人事局専門官
別府 文

Q 希望する任地に採用されるのでしょうか。

A ■総合職試験(裁判所事務官)及び一般職試験の合格者は、いずれも希望する勤務地を管轄する高等裁判所の管轄区域内の裁判所の中から採用庁が決定されます(高等裁判所の管轄区域については、P3を参照してください)。

■総合職試験(家庭裁判所調査官補)の合格者は、全国の大規模の家庭裁判所の中から採用庁が決定されます。

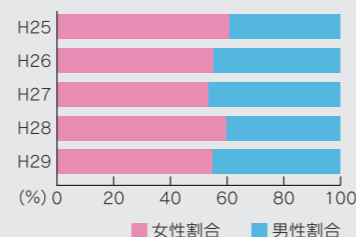
■採用庁については、本人の希望のほか、各裁判所の欠員状況なども考慮して決定されます。



上のグラフは、平成29年度一般職試験に合格し、平成30年4月1日までに採用された者について、希望地別の採用割合を示したものです。
採用者の約8割が第3希望以上で採用されています。

Q 採用者の男女比はどうなっていますか。

A ■右のグラフが示すとおり、過去5年間における新規採用者の女性の割合は50%を超えています。裁判所では、多くの女性職員が活躍しています。



Q 採用後の異動について教えてください。

A ■総合職試験(裁判所事務官)及び一般職試験に最終合格して採用された場合は、希望する勤務地を管轄する高等裁判所の管轄区域内(高等裁判所の管轄区域については、P3を参照してください)で勤務することになります。この点は、総合職として採用された場合と、一般職として採用された場合とで違いはありませんが、総合職は、所属の高等裁判所所在地での勤務が中心となり、また、多くの総合職は最高裁判所での勤務も経験しています(なお、一般職として採用された場合でも、本人の希望状況等に応じて、最高裁判所で勤務することもあります)。

異動のローテーションは、概ね3年を目安に行われます。採用された裁判所の所在する都道府県内での異動が一般的ですが、上位ポストに昇進するにつれて、県単位を異にした異動が行われることもあります。

総合職試験(裁判所事務官)に最終合格して採用された場合は、裁判所職員総合研修所入所試験が一部免除されていることから、多くの先輩たちが、採用後2年目に裁判所書記官養成課程を受け、採用後3年目には、裁判所書記官として活躍しています。

総合職試験(家庭裁判所調査官補)に最終合格して採用された場合は、全国の家庭裁判所等で勤務することとなります。



最高裁判所 大ホール

このパンフレットを手に取った皆さんは、どんな未来の自分の姿をイメージしていますか。

社会に貢献したい、
これまでに学んできた知識を生かしたい、
自分自身も成長したい、
仕事だけでなく自分の時間や家族との時間も大切にしたい、など、
色々な期待に胸を膨らませていることでしょう。

裁判所には、皆さんのそのような期待に応え、
それぞれの能力や個性が活かせる広大なフィールドが広がっています。

このパンフレットに登場する先輩たちの姿を見て、裁判所の仕事に興味を持たれた方は、
ぜひ裁判所の門をたたいてみてください。
きっと、生き生きと働く先輩たちに出会えるはずです。

裁判所には、これからの新しい時代を担う、皆さんの若い力が必要です。
私たちと一緒に、より良い司法の未来を創っていきましょう。